

市民税・県民税

郵送での申告にご協力を

令和4年分の申告は、混雑緩和のため、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。市のホームページから申告書が作成できますので、「桐生市 申告」で検索し、ご利用ください。

市役所は新庁舎建設工事中で、構内駐車場が大変混み合っています。また、新里町、黒保根町の人も、できる限り郵送での申告をお願いしています。

必要書類や申告会場などは、広報きりゅう1月号から市ホームページでご確認ください。

※市役所の申告会場は2階市民サロンです。1階正面玄関ロビーで受け付け後、順番にご案内します。

問い合わせ＝税務課市民税担当（☎内線 226）

よくある質問

Q1 年金収入しかないが、申告の必要はある？

昨年の状況により異なります。（以下一例）

公的年金収入が 400 万円を超える	確定申告が必要
公的年金収入が 400 万円以下で課税のある人が、医療費控除などを受ける場合	市民税・県民税の申告が必要
公的年金収入が 151 万 5 千円以下（65 歳以上） 101 万 5 千円以下（65 歳未満）	非課税となるので申告の必要なし

Q2 確定申告の必要はないと言われたが、市民税・県民税の申告は必要ある？

必要な場合があります。給与や公的年金以外で収入があった場合、市・県民税の申告が必要です。

Q3 医療費控除を受けると医療費が戻る？

医療費は戻りません。医療費控除を受けると、課税される税金が安くなります。ただし、非課税となる人は申告しても税額に変更はありません。

Q4 医療費控除を受けるにはどうしたらいい？

医療費控除の対象者は、1～12月の医療費（実質負担分）が、10万円（または所得の5パーセントのいずれか低い金額）以上の人です。該当する人は、医療費の領収書などから「誰が」「どこで」「いくら支払い」「生命保険などからいくら補てんがあった」かを明細書にまとめ、申告してください。

所得税



自宅で確定申告できます

マイナンバーカードを使って、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できるe-Tax^{タックス}をご利用ください。e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも案内しています。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22-3121）自動音声に従い「2」を選択



▶ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

確定申告会場内の混雑緩和のため、入場には、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要です。入場整理券は、国税庁LINE公式アカウント（下の二次元コード）から事前に取得するか、会場当日配布します。

申告期限間際は大変な混雑が予想されますので、来場する場合は早めの日程でお越しください。



▶ 「ふるさと納税ワンストップ特例」寄附金控除の注意点

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人でも、5団体を超過して寄附した場合や、医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。ご注意ください。